随意契約の理由書一覧　令和8年10月分

契約日	件　名	契約金額(税込)円	契約業者名	工　期	随意契約理由自治令第167条の2第1項
9月1日	本庁舎空調用インバータ改修工事	5,500,000	ナラサキ産業株式会社ファシリティソリューション部	令和9年1月29日	2号
9月11日	矢口第二保育園空調設備改修工事	21,875,700	東京熱学株式会社	令和8年11月30日	5号
10月15日	大田区休養村とうぶ体育館防球フェンス改修その他工事	6,820,000	鹿島建物総合管理株式会社	令和9年3月15日	2号
10月16日	防災行政無線固定系の移設工事(本羽田第二児童公園・本羽田第三公園)	8,910,000	OKIクロステック株式会社	令和9年3月15日	2号
9月29日	梅田小学校用水路改修工事	4,015,000	スターツCAM株式会社	令和8年12月25日	5号
10月15日	区民ホール走行反射板ケーブルリール交換工事	6,050,000	三精テクノロジーズ株式会社 東京支店	令和9年2月5日	2号

※　自治令第167条の2第1項第2号
　　契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
　自治令第167条の2第1項第5号
　　緊急の必要により競争入札に付することができないとき
　自治令第167条の2第1項第6号
　　競争入札に付することが不利と認められるとき
　自治令第167条の2第1項第7号
　　時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
　自治令第167条の2第1項第8号
　　競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき